

鈴鹿市まちづくり応援補助金交付要領

1 目的

市民活動団体等が持っている公益活動への「思い」を形にし、活動の活性化を応援することで、住民自治が息づく住みよいまち「すずか」づくりにつなげる。

2 公益活動の定義

公益活動とは、自主的かつ自発的に、不特定かつ多数の者の公益増進に寄与することを目的に行う非営利の活動であって、次のいずれにも該当しないものをいう。

- (1) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする活動
- (2) 反社会的な活動

3 補助金のコースと交付対象等

部門	コース名	交付対象事業	交付対象外の事業
まちづくり事業部門	ふみだそうコース	市民活動団体等が行う本市又は地域の課題解決のための公益事業	①構成員相互の共益や親睦のみを目的とする事業 ②特定の人物や団体の利益を目的とする事業
	そだてようコース	市民活動団体等が行う本市又は地域の課題解決のための公益事業で、発展性のある事業	
協働事業部門	さかせようコース	市民活動団体等が本市と協働で行う、本市又は地域の課題解決のための公益事業	

※発展性のある事業とは単発で行う事業（イベント等）ではなく、事業の継続や将来的な事業規模の拡大につながることが見込まれる事業をいう。

4 交付申請団体の条件等

- ①公益活動を行うことを主たる目的としており、本市又は地域の課題解決のために活動している若しくは活動しようとしているNPOやボランティア団体、地域づくり協議会であること。
- ②団体構成員が3名以上で、市内に団体所在地又は代表者住所があり、市内を中心に活動していること。
- ③定款、規約又は会則等を有していること。
- ④年間の活動計画を有し、事業又は活動の収支が明らかな団体であること。
- ⑤宗教活動や政治活動を行うことを目的に組織されていないこと。
- ⑥団体への加入又は脱退に関して不当な条件を付していないこと。
- ⑦本補助金の交付申請日までに「すずか市民活動情報広場」に登録又は登録申請をしている団体であること。
- ⑧交付決定額が交付希望額を下回った場合でも、交付申請事業を実施することができること。
- ⑨本補助金の交付申請事業に対して、国・県・市から他の補助金の交付を受けていないこと。ただし、鈴鹿市地域づくり一括交付金及び民間企業等から受ける補助金並びに協賛金はこの限りではないものとする。
- ⑩営利を目的とする法人（事業者等）が行うCSR活動でないこと。
- ⑪鈴鹿市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員及びそれらと密接な関係を有する団体でないこと。

団体の交付申請回数制限

- ①ふみだそうコースは、交付年度の4月1日時点で団体設立から5年以内、かつ、過去の採択分を含め、通算3回までとする。
- ②そだてようコースは、過去に同コースを連続3回採択された場合、最後の採択を受けた翌年度は申請できないものとする。
- ③さかせようコースは、前年度までに採択された事業と同一の事業については申請できないものとする。
ただし、事業が同一であっても発展的である内容又は異なる事業についてはこの限りではない。
- ④ふみだそうコース及びそだてようコースは、採択を受けたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からやむを得ず交付対象事業を廃止した場合は、交付回数に含めないものとする。
ただし、令和2年度から令和4年度採択分までの事業に限る。

5 補助率及び交付額

部 門	コース名	種別	補助率	交付額
事業部門 まちづくり	ふみだそうコース	事業補助	交付対象経費の 10/10 以内	5 万円
	そだてようコース		交付対象経費の 9/10 以内	20 万円以内
協働事業 部門	さかせようコース		交付対象経費の 10/10 以内	30 万円以内

6 交付対象経費

費目	経費の具体例	備考
報 償 費	講師等の謝礼や調査研究に係る報償費など	
旅 費	交付事業実施団体が事業を実施するに当たり、市内を基点として移動する際の交通費や宿泊費など	燃料費は対象外
需 用 費	消耗品費、印刷費など	
原 材 料 費	資材購入費、事業実施に伴う材料費	
備 品 費	事業運営に必要なもの、かつ、交付対象事業（改善した事業または発展的な事業を含む）が一定期間継続的に実施されるために必要な備品購入費	
役 務 費	郵送料や保険料など	
使用料・賃借料	会場使用料や機具賃借料など	
食 糧 費	会議に係るお茶代など	会議に係る茶菓子などは対象外
そ の 他 経 費	その他市長が認める経費	

※ 人件費に相当するものは対象外とする。

7 交付申請

本補助金の申請を行う者は、鈴鹿市まちづくり応援補助金交付申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

申請書類

（1）まちづくり事業部門

- ①鈴鹿市まちづくり応援補助金交付申請書（第1号様式）
- ②鈴鹿市まちづくり応援補助金申請団体概要書（様式1－①）
- ③鈴鹿市まちづくり応援補助金事業計画書（様式1－②）
- ④鈴鹿市まちづくり応援補助金事業収支予算書（様式1－⑤）
- ⑤鈴鹿市まちづくり応援補助金交付対象条件確認書（様式1－⑥）
- ⑥鈴鹿市まちづくり応援補助金申請書類提出前チェックシート（様式1－⑦）
- ⑦直近の団体収支決算額が分かるもの
- ⑧直近の団体の年間事業計画が分かるもの
- ⑨団体の定款、規約又は会則等（活動目的や事業内容等が記載されているもの）
- ⑩団体の役員名簿

※⑦、⑧、⑨及び⑩は総会資料の提出に代えても可とする。

※⑩は「役職名」、「氏名」、「読みがな」、「生年月日」を記載すること。

（2）協働事業部門

- ①鈴鹿市まちづくり応援補助金交付申請書（第1号様式）
- ②鈴鹿市まちづくり応援補助金申請団体概要書（様式1－①）
- ③鈴鹿市まちづくり応援補助金協働事業計画書（申請団体用）（様式1－③）
- ④鈴鹿市まちづくり応援補助金協働事業計画書（担当部局用）（様式1－④）
- ⑤鈴鹿市まちづくり応援補助金事業収支予算書（様式1－⑤）
- ⑥鈴鹿市まちづくり応援補助金交付対象条件確認書（様式1－⑥）
- ⑦鈴鹿市まちづくり応援補助金申請書類提出前チェックシート（様式1－⑦）
- ⑧直近の団体収支決算額が分かるもの
- ⑨直近の団体の年間事業計画が分かるもの
- ⑩団体の定款、規約又は会則等（活動目的や事業内容等が記載されているもの）
- ⑪団体の役員名簿

※⑧、⑨、⑩及び⑪は総会資料の提出に代えても可とする。

※⑪は「役職名」、「氏名」、「読みがな」、「生年月日」を記載すること。

8 審査

(1) 審査方法

	ふみだそう コース	そだてよう コース	さかせよう コース
一次審査	書類審査により交付事業を採択	書類審査により二次審査へ進む事業を決定	一次審査は実施しません
二次審査	二次審査は実施しません	公開プレゼンテーション審査により交付事業を採択し、交付額を決定	公開プレゼンテーション審査により交付事業を採択し、交付額を決定

(2) 審査員

本補助金の審査員は、外部の学識経験者及び市民活動有識者並びに鈴鹿市職員で構成する。

9 交付決定

市長は、鈴鹿市まちづくり応援補助金交付申請書（第1号様式）を受理したときは、内容を審査した上、その結果を鈴鹿市まちづくり応援補助金交付決定通知書（第2号様式）又は鈴鹿市まちづくり応援補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知する。

10 交付決定後の交付対象事業の内容の変更又は交付対象事業の廃止

本補助金の交付決定を受けた者が、交付対象事業の内容、経費の配分及びその他事項（事業実施日等の軽微な変更を除く）を変更又は交付対象事業を廃止しようとする場合は、鈴鹿市まちづくり応援補助金変更（廃止）申請書（第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

市長は、鈴鹿市まちづくり応援補助金変更（廃止）申請書（第4号様式）を受理したときは、内容を審査した上、鈴鹿市まちづくり応援補助金変更（廃止）承認通知書（第5号様式）又は鈴鹿市まちづくり応援補助金変更不承認通知書（第6号様式）により当該申請者に通知する。

11 交付事業実施団体の概要及び規約の変更

交付決定を受けた者が、鈴鹿市まちづくり応援補助金申請団体概要書（様式1-①）の内容及び交付事業実施団体の規約を変更する場合、鈴鹿市まちづくり応援補助金交付事業実施団体変更届（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

ただし、当初申請を行った団体から別の規約に基づく団体への変更は認めない。

12 実績報告

交付決定を受けた者は、交付対象事業完了後、以下の期日までに鈴鹿市まちづくり応援補助金実績報告書（第8号様式）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

また、そだてようコース・さかせようコースについては、実績報告会において事業成果を報告しなければならない。

（1）ふみだそうコース

交付対象事業が完了した日から起算して30日以内に提出するものとする。

（2）そだてようコース・さかせようコース

交付対象事業が完了した日から起算して30日以内又は実績報告会開催日前日のうちいずれか早い日までに提出するものとする。

なお、事業完了日から起算して実績報告会開催日までの日数が30日に満たない場合は、事前に事務局に申し出た上で、事業完了日から起算して30日以内に提出するものとする。

報告書類

- ①鈴鹿市まちづくり応援補助金実績報告書（第8号様式）
- ②鈴鹿市まちづくり応援補助金事業実施報告書（様式8－①）
- ③鈴鹿市まちづくり応援補助金事業収支決算書（様式8－②）
- ④鈴鹿市まちづくり応援補助金実績報告書提出前チェックシート（様式8－③）
- ⑤費用を支払ったことを証明する書類
- ⑥その他市長が必要と認める書類

13 補助金交付額の確定

市長は、鈴鹿市まちづくり応援補助金実績報告書（第8号様式）を審査した上、適当と認めたときは、補助金の交付額を確定し、鈴鹿市まちづくり応援補助金交付額確定通知書（第9号様式）により当該報告者に通知する。

なお、実際の交付対象経費が申請時の交付対象経費を下回った場合は、その金額に応じた交付額を確定するものとする。

14 補助金の請求等

補助金は、原則として交付額が確定された後に支払うものとする。交付額の確定を受けた者は、鈴鹿市まちづくり応援補助金精算払請求書（第 10 号様式）により市長に請求しなければならない。

市長は、鈴鹿市まちづくり応援補助金精算払請求書（第 10 号様式）の提出があったときは当該補助金を交付するものとする。

また、交付決定を受けた者が交付対象事業完了前に事業資金を必要とする場合は、その理由を付して、概算払を請求することができる。当該補助金の概算払を受けようとする場合は、鈴鹿市まちづくり応援補助金概算払請求書（第 11 号様式）により市長に請求しなければならない。

市長は、鈴鹿市まちづくり応援補助金概算払請求書（第 11 号様式）の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは当該補助金を交付するものとする。

15 交付決定の取消し

市長は、交付決定を受けた者が次のいずれかに該当すると認めたときは、当該交付決定を取り消すことができる。

- ①偽りその他不正の手段による補助金の交付決定を受けたとき
- ②交付対象事業の実施について不正行為があったとき
- ③本交付要領の規定に違反したとき
- ④鈴鹿市まちづくり応援補助金変更（廃止）申請書（第 4 号様式）を受理し、交付対象事業の廃止を承認したとき
- ⑤正当な理由なく実績報告会を欠席したとき（そだてようコース及びさかせようコースのみ）
- ⑥その他市長が不適当と認めたとき

市長は、上記に規定する取り消したときは、鈴鹿市まちづくり応援補助金交付決定取消通知書（第 12 号様式）により対象者に通知するものとする。

16 補助金の返還

市長は、交付決定を受け、補助金の交付を受けた者が次のいずれかに該当すると認めたときは、鈴鹿市まちづくり応援補助金返還請求書（第 13 号様式）により、期限を定めて交付済みの補助金の返還を当該申請者に命ずる。

- ①交付対象事業の内容変更を承認し、交付済みの補助金の額が交付対象事業の内容変更後の交付決定額を上回ったとき
- ②交付対象事業の廃止を承認したとき
- ③交付決定額が交付確定額を上回ったとき
- ③交付決定を取り消したとき

17 適用除外

この要領の改正前に交付決定した補助金については、交付決定時の交付要領を適用するものとする。

18 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

19 附則

平成 30 年 2 月 16 日一部改正

平成 31 年 2 月 18 日一部改正

令和 2 年 2 月 13 日一部改正

令和 3 年 2 月 1 日一部改正

令和 4 年 2 月 15 日一部改正

令和 4 年 2 月 18 日一部改正

令和 5 年 2 月 15 日一部改正

令和 6 年 2 月 16 日一部改正

令和 7 年 2 月 17 日一部改正

●様式集

鈴鹿市まちづくり応援補助金交付申請書	第 1 号様式
鈴鹿市まちづくり応援補助金申請団体概要書	様式 1－①
鈴鹿市まちづくり応援補助金事業計画書	様式 1－②
鈴鹿市まちづくり応援補助金協働事業計画書（申請団体用）	様式 1－③
鈴鹿市まちづくり応援補助金協働事業計画書（担当部局用）	様式 1－④
鈴鹿市まちづくり応援補助金事業収支予算書	様式 1－⑤
鈴鹿市まちづくり応援交付対象条件確認書	様式 1－⑥
鈴鹿市まちづくり応援補助金申請書類提出前チェックシート	様式 1－⑦
鈴鹿市まちづくり応援補助金交付決定通知書	第 2 号様式
鈴鹿市まちづくり応援補助金不交付決定通知書	第 3 号様式
鈴鹿市まちづくり応援補助金変更（廃止）申請書	第 4 号様式
鈴鹿市まちづくり応援補助金変更（廃止）承認通知書	第 5 号様式
鈴鹿市まちづくり応援補助金変更（廃止）不承認通知書	第 6 号様式
鈴鹿市まちづくり応援補助金交付事業実施団体変更届	第 7 号様式
鈴鹿市まちづくり応援補助金変更後交付事業実施団体概要書	様式 7－①
鈴鹿市まちづくり応援補助金実績報告書	第 8 号様式
鈴鹿市まちづくり応援補助金事業実施報告書	様式 8－①
鈴鹿市まちづくり応援補助金事業収支決算書	様式 8－②
鈴鹿市まちづくり応援補助金実績報告書提出前チェックシート	様式 8－③
鈴鹿市まちづくり応援補助金交付額確定通知書	第 9 号様式
鈴鹿市まちづくり応援補助金精算払請求書	第 10 号様式
鈴鹿市まちづくり応援補助金概算払請求書	第 11 号様式
鈴鹿市まちづくり応援補助金交付決定取消通知書	第 12 号様式
鈴鹿市まちづくり応援補助金返還請求書	第 13 号様式